

# 一般社団法人日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会定款

2013年4月1日制定

2014年10月2日改定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会と称し、英文では、Japan Oncoplastic Breast Surgery Society Inc. (略称「JOPBS」) と表示する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、乳腺外科と形成外科の連携により乳癌治療における根治性と整容性を両立させ、もって、乳房オンコプラスチックサージャリー医学の進歩及び発展に寄与するとともに、わが国における乳癌及び乳腺疾患の患者の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、講演会、講習会等の開催
- (2) 国際学会、研究会その他の内外の関連学術団体との連絡及び提携
- (3) 機関誌等の発行
- (4) 乳房オンコプラスチックサージャリーに用いる医療機器材料に関連する事業
- (5) 専門医制度に関する事業
- (6) 社会への広報
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員及び会員総会

### 第1節 会員

(会員の種別)

第5条 当法人の会員は、次の7種とする。

- (1) 正会員
- (2) 名誉会員
- (3) 特別会員
- (4) 外国人名誉会員
- (5) 外国人連絡会員
- (6) 賛助会員
- (7) 準会員

(正会員)

第6条 正会員は、当法人の目的に関連した診療、研究又は事業に従事している医師又は医学研究者であって、当法人の目的に賛同して入会した個人とする。

2 当法人の正会員になろうとする者は、当該年度の年会費を添え、理事会において別に定める入会申込書により入会の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

3 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、評議員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (5) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（名誉会員及び特別会員）

第7条 名誉会員は、当法人の理事長、会長、顧問又は永年にわたり役員を経験した65歳以上の者で、理事長が理事会及び評議員会の決議を経て推薦し、承認された者とする。

2 特別会員は、当法人に多大の貢献をした65歳以上の者で、理事長が理事会及び評議員会の決議を経て推薦し、承認された者とする。

3 名誉会員及び特別会員は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

4 名誉会員及び特別会員は、会費を支払うことを要しない。

（外国人名誉会員及び外国人連絡会員）

第8条 外国人名誉会員は、当法人に多大の貢献をした65歳以上の外国籍者で、理事長が理事会及び評議員会の決議を経て推薦し、承認された者とする。

2 外国人連絡会員は、当法人の発展に貢献する外国籍者で、理事長が理事会及び評議員会の決議を経て推薦し、承認された者とする。

3 外国人名誉会員及び外国人連絡会員は、当法人が開催する学術集会、講演会及び講習会に参加することができる。会員総会及び評議員会に出席することはできない。

4 外国人名誉会員及び外国人連絡会員は、会費を支払うことを要しない。

（賛助会員）

第9条 賛助会員は、当法人の事業を賛助する個人、任意団体又は法人とする。

2 当法人の賛助会員となろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書により入会の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

（準会員）

第10条 準会員は、医療又は介護に従事する医師以外の者であって、当法人の目的及び事業に協賛する者とする。

2 当法人の準会員となろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書により入会の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

3 準会員は、当法人が開催する学術集会、講演会及び講習会に参加することができる。

会員総会及び評議員会に参加することはできない。

(経費の負担)

第11条 正会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、評議員会において別に定める額の会費を納めなければならない。

2 賛助会員及び準会員は、評議員会において別に定める額の会費を納めなければならない。

3 会費の納付期限は、当該事業年度の末日とし、納付された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(退会)

第12条 会員は、いつでも、退会することができる。ただし、理事会において別に定める退会届を提出するものとする。

(除名)

第13条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合には、評議員会の決議により除名することができる。

(1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合には、当該会員に対し、除名の決議を行う評議員会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、評議員会において弁明する機会を与えなければならない。

3 第1項の規定により除名をしたときは、その会員にその旨を通知する。

(会員資格の喪失)

第14条 会員は、次のいずれかに該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(会長)

第15条 当法人に会長1名を置く。

2 会長は、評議員会において選任し、学術集会を主催する。

3 会長の任期は、選任の年に行われる学術集会の終了の翌日からその翌年に行われる学術集会の終了の日までとする。再任は認めない。

## 第2節 会員総会

(構成)

第16条 当法人の会員総会は、正会員、名誉会員及び特別会員をもって構成する。

(開催)

第17条 会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第18条 会員総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。理事長に事故があると

きは、副理事長が招集する。

(議長)

第19条 会員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該会員総会において議長を選出する。

(議事)

第20条 定時会員総会では、評議員会の議決事項を報告する。

2 会員総会は、この定款及び評議員選任規則の定めるところにより、評議員を選任する。

(議事録)

第21条 会員総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び会員総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

#### 第4章 評議員及び評議員会

##### 第1節 評議員

(評議員の設置)

第22条 当法人に評議員2名以上200名以下を置き、評議員をもって一般法人法上の社員とする。

(選任)

第23条 評議員は、正会員の中から、定時会員総会において選任する。

2 すべての正会員は、理事長に対し、評議員1名以上の推薦に基づき自己を評議員候補者として定時会員総会に提案すべき旨の申出をすることができる。ただし、再任の提案の申出をする場合には、評議員の推薦を要しない。

3 理事長は、定時会員総会において、前項の申出をした者を評議員候補者として提案しなければならない。

4 前項により提案された評議員候補者は、定時会員総会の出席者の過半数の賛成により評議員に選任される。

5 前項により評議員に選任された者は、当該定時会員総会の終結の時から評議員となる。

6 この定款に定めるもののほか、評議員の選任に関し必要な事項は、評議員会の決議をもって定める評議員選任規則による。

(任期)

第24条 評議員の任期は、前条第4項による選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

2 評議員の定年は、満65歳とし、評議員が任期中に定年に達したときは、その任期は、定年に達した日以降の最初の定時会員総会の終結の時までとする。

3 評議員が評議員会決議の取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、任期が満了しても、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は、評議員たる地位を失わない。ただし、任期満了後は、役員選任及び解任並びに定款変更については、議決権を有しない。

(退任)

第25条 評議員は、理事会において別に定める退任届を提出することにより、任意に、いつでも、退任することができる。

(解任)

第26条 評議員が次のいずれかに該当するに至った場合には、評議員会の決議により解任することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他解任すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により評議員を解任する場合には、当該評議員に対し、解任の決議を行う評議員会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、評議員会において弁明する機会を与えなければならない。

3 第1項の規定により解任をしたときは、当該評議員にその旨を通知する。

(評議員資格の喪失)

第27条 評議員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 任期が満了したとき。
- (2) 退任したとき。
- (3) 解任されたとき。
- (4) 正会員資格を喪失したとき。
- (5) 総評議員が同意したとき。

(報酬等)

第28条 評議員は、無報酬とし、当法人の使用人として活動をしたときも、その対価を受けることができない。

## 第2節 評議員会

(構成)

第29条 評議員会は、すべての評議員をもって構成し、評議員会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第30条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 会長の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 会員の除名
- (5) 評議員の解任
- (6) 定款の変更
- (7) 評議員選任規則の制定及び改廃
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他法令又はこの定款により評議員会で決議すべきものと定められた事項

(開催)

第31条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とし、定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第32条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事

長が招集する。理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。副理事長にも事故があるときは、各理事が招集する。

(議長)

第33条 評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該評議員会において評議員の中から議長を選出する。

(議決権)

第34条 評議員会における議決権は、評議員1名につき1個とする。

(決議)

第35条 評議員会の決議は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 評議員の解任
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令の定める事項

(議事録)

第36条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該評議員会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第5章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(役員を設置)

第37条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち、1名を副理事長とする。

3 理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第38条 理事及び監事は、評議員会の決議によって評議員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務等)

第39条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の業

務を執行する。

- 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行方法を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務等)

第40条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(任期)

第41条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 役員が欠けた場合又は一般法人法若しくはこの定款に定める役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第42条 役員は、いつでも、評議員会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第43条 役員は、無報酬とし、当法人の使用人として活動してもその対価を受けることができない。ただし、役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第2節 理事会

(構成)

第44条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第45条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催)

第46条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とし、定時理事会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第47条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、副理事長が招集し、副理事長も欠けたとき、又は副理事長にも事故があるときは、各理事が招集する。

(議長)

第48条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該理

事会において議長を選出する。

(決議)

第49条 理事会の決議は、決議につき特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、議長を除く出席理事の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の定める要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第50条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事（理事長が出席した場合は、理事長とする。）及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第6章 顧問及び委員会

(顧問)

第51条 当法人は、必要に応じて若干名の顧問を置く。

2 顧問の選任及び解任は、理事会の決議により行う。

3 顧問は、理事会に出席し、その要請に応じて学会活動全般に対して助言を行う。

4 顧問の任期は、2年とする。再任を妨げない。

(委員会)

第52条 当法人は、事業の円滑な遂行を図るために必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置する。

2 委員会は、理事長の諮問を受け、当法人の事業の執行に関し必要な事項につき調査研究、事業方針案の策定等を行う。

3 委員会の委員長及び委員の選任及び解任は、理事長が行う。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める委員会規則による。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第53条 当法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第54条 当法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、その変更が軽微な変更にとどまる場合には、理事会の決議のみで足りる。

(事業報告及び決算)

第55条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）



(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 当法人は、第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び評議員名簿を主たる事務所に備え置く。

第56条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

#### 第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第57条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

(解散)

第58条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由のほか、評議員会の決議により解散する。

(残余財産の処分)

第59条 当法人が清算を行う場合における残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### 第9章 公告

(公告の方法)

第60条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

#### 第10章 附則

(最初の事業年度)

第61条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成25年7月31日までとする。

(設立時の役員等)

第62条 当法人の設立時理事、設立時代表理事、設立時業務執行理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	園尾博司	大慈弥裕之	中村清吾	南雲吉則
	矢形寛	福間英祐	玉木康博	中島一毅
	平林慎一	山本有平	朝戸裕貴	澤泉雅之
	岩平佳子	矢野健二		
設立時代表理事	園尾博司			
設立時業務執行理事	大慈弥裕之			
設立時監事	光山昌珠	川上重彦		

(設立時社員の氏名及び住所)

第63条 設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

設立時社員	園	尾	博	司
設立時社員	大	慈	弥	裕
			之	

(設立時の特別措置)

第64条 設立時社員、設立時理事及び設立時監事は、当法人の成立時に当然に当法人の正会員となる。

2 任意団体日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会（以下「学会」という。）から当法人への移行に伴う特別措置として、理事会は、当法人の成立後速やかに、次の各号に掲げる者について、事前の同意を得た上、当該各号に定める者となることを承認する旨の決議をすることができ、その決議により、当該各号に掲げる者は、この定款の関係規定により当該各号に定める者になったものとする。

(1) 当法人の成立時に学会の正会員その他の会員であった者 当法人の対応する正会員その他の会員

(2) 当法人の成立時に学会の評議員であった者 当法人の評議員

(3) 当法人の成立時に学会の会長であった者 当法人の会長

(4) 当法人の成立時に学会の顧問であった者 当法人の顧問

3 前項の場合において、当法人が、当該会員において当法人の成立時までに学会に納付した当該年度の会費の残額を学会から承継したときは、それによって当該会員が当法人に対する最初の事業年度の会費の支払を終えたものとする。

4 第2項の規定により当法人の会長又は顧問となった者の当法人の会長又は顧問としての任期については、学会において会長又は顧問となった時に当法人の会長又は顧問となったものとして、この定款を適用する。

(定款に定めのない事項)

第65条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成25年 3月 3日

設立時社員 園 尾 博 司

設立時社員 大 慈 弥 裕 之